

人と猫との調和のとれたまちづくり

多摩市地域猫活動 ガイドライン

～ノラ猫から地域猫へ～



多摩市環境部
環境政策課

ノラ猫に関するお悩みは 人それぞれ・・・



共通する思い ⇒⇒⇒ **ノラ猫を減らしたい**

ノラ猫は、市や保健所が捕まえばいいのでは？

猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で、**愛護動物**として定められており、みだりに傷付けたり捕獲することは禁じられています。市や保健所がノラ猫を捕獲することはできません。

猫に餌やりをやめて、地域から追い出せばいいのでは？

餌やりをやめても、猫は餌を求めてゴミを漁ようになり、縄張り意識によってマーキングの臭いも強くなり、猫同士の喧嘩が多くなります。
また、他の地域に移動した猫が、繁殖して戻ってくることも考えられ、地域間で猫を押し付け合っても問題は解決しません。

それでは、どうしたらよいのでしょうか

「猫と人が共存できるまちづくり」

= **地域猫活動** が

有効です！

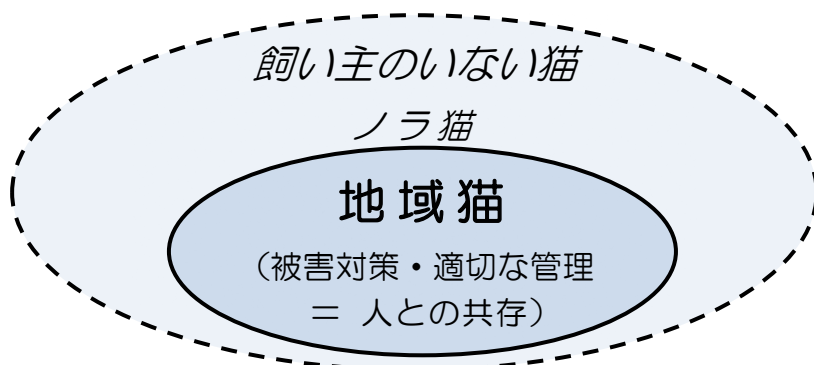
地域猫活動のおおまかな流れ

- ① まず、人がノラ猫に関わることは、個人の問題だけではなく、その地域全体に関係する問題であることを意識する。
- ② 地域のノラ猫に避妊・去勢手術を施し、これ以上不幸な猫が増えないように努める。
- ③ 周辺環境を考慮して、ノラ猫と関わる際には、責任ある餌やり（置き餌はしない）や、猫用トイレの設置などを心がける。
- ④ 地域住民、ボランティア、市(行政)の三者が協力し、地域の実情に合わせてルールを決めて、手術で一代限りとなったノラ猫が自然に減少していくように適正に管理する。

⇒次ページの“**多摩市地域猫活動ルール**”を参考にしましょう！

「ノラ猫」から「地域猫」へ

飼い主のいないノラ猫のうち、地域の理解のもとで避妊・去勢手術が施され、被害対策なども含めて適切に管理され、地域住民との共存が図られている猫を「**地域猫**」と言います。



ノラ猫を、人と共存
できる「**地域猫**」に
していきましょう。

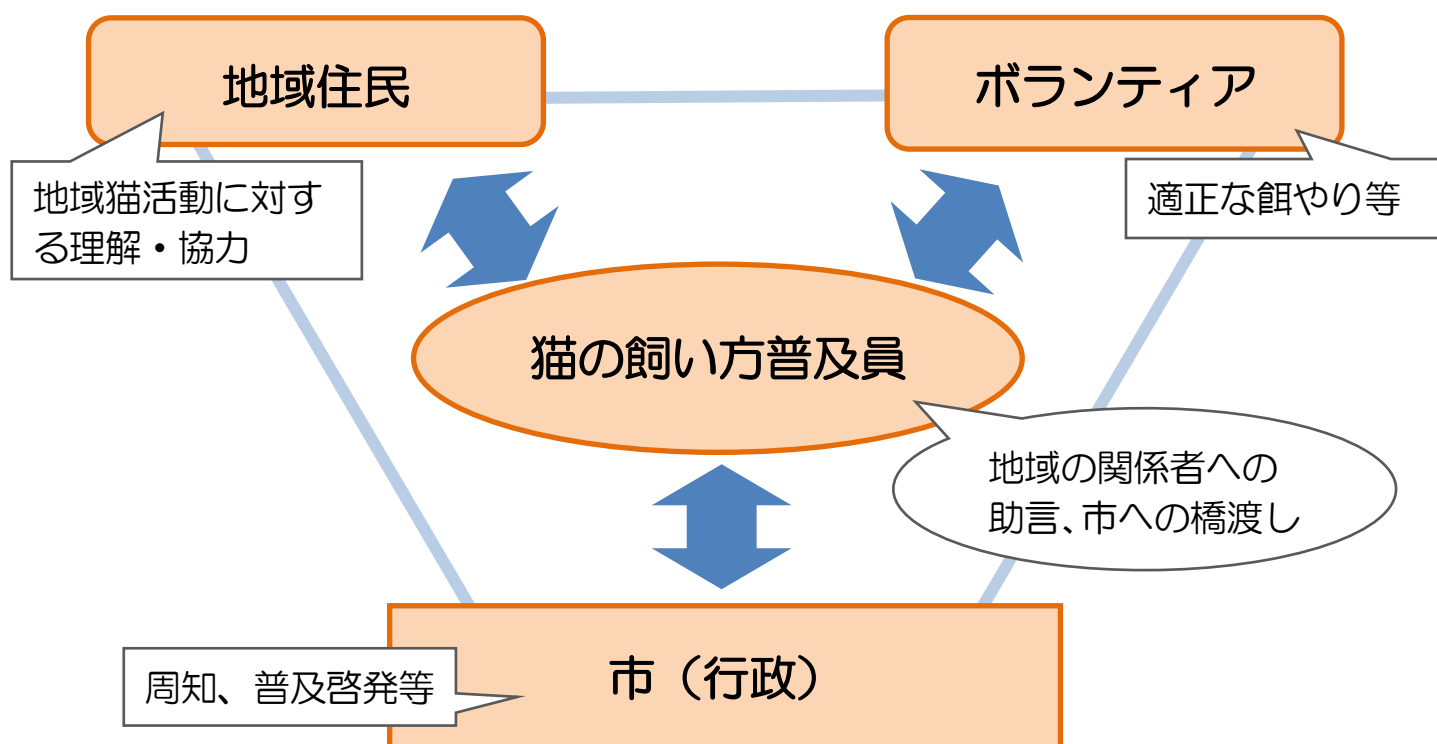
◇◆◇ 多摩市地域猫活動ルール ◇◆◇

(1) 地域の問題として、皆で考えましょう

★地域猫活動ルールの検討、決定

猫は法律で、虐待したり、捨ててはいけない『**愛護動物**』に定められており、たとえ飼い主のいない猫であっても、人が適正に管理する必要があります。できるだけ多くの地域の関係者で話し合い、猫の数と問題が自然に減少するように地域のルールや役割を決めることが重要です。

飼い主のいない猫が増えることは、地域にも猫にとっても不幸なことであり、どの立場の人にも不幸な猫を減らしたいという思いは同じです。猫の飼い方普及員やボランティアの協力のもと、地域住民が主体となって解決策を考えていきましょう。



(2) これ以上、子猫が生まれないように、 避妊・去勢手術を行いましょう

★繁殖抑制（避妊・去勢手術）の実施

ノラ猫を、「捕獲（Trap）」し、「避妊・去勢手術（Neuter）」し、「元の場所に戻す（Return）」。

そして、地域猫として「地域で管理（Management）」する。人道的に猫の数をコントロールする「TNR+M」の手法が全国で用いられています。

なお、避妊・去勢手術した猫の片方の耳をV字にカットします。耳が桜の花びらに見えるので、“さくらねこ”とも言われています。地域に生息している猫を全て“さくらねこ”にできれば、その地域の猫の頭数は自然に減少していきます。



(3) エサやりのマナーを守りましょう

★責任あるエサやり

置きエサは厳禁です。置きエサをすると、地域外の猫や他の動物が寄って来たり、害虫発生や悪臭の原因となったりと、非常に不衛生になります。

責任あるエサやりは、「① エサ場を決めて」、毎日「② 同じ時間」に、「③ 猫がすぐに食べ終わる適切な量」を与え、そして、猫が食べ終わったら「④ すぐに片付けて、エサ場の周辺の清掃をする」ことです。

(4) 猫のトイレをつくしましょう

★ふん尿による被害を減らす

地域の環境悪化となる ふん尿 の被害を減らすため、適切な場所にトイレを設置し、管理します。猫は、決まった場所で排泄する習性がありますので、猫用トイレの設置により、ふん尿の被害が少なくなります。

多摩市独自の取り組み

(1) 市内における飼い主不明猫避妊・去勢手術への支援

- ・手術費用の一部を市が負担〔メス9,900円、オス4,900円〕
- ・手術する猫を捕獲するための、捕獲器の貸し出し(無料)

詳細については、環境政策課までご連絡下さい。

(2) 猫の飼い方普及員

地域猫活動の普及啓発のため、地域猫関係者の相談に乗り、飼い主不明猫避妊・去勢手術実施の申請確認や、市が開催する地域猫活動の会議に参加等の協力をして頂いているボランティアです。

猫の飼い方普及員の活動に興味がある方や、猫の飼い方普及員に相談をしてみたい方は、環境政策課までご連絡下さい。

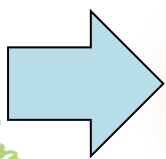
(3) 多摩市地域猫ボランティア届出制度

市では、多摩市地域猫活動ルールを守って活動して頂けるボランティアを「地域猫ボランティア」として登録します。また、地域猫ボランティアには、手帳と腕章を交付します。

地域住民が安心して地域猫を見守るためにも、地域猫活動をされる方は、市が開催する「地域猫ボランティア講習会」を受講して、地域猫ボランティアとして市に届出をしましょう。

◇◆◇地域猫活動の効果◆◇◇

1. 飼い主のいない猫の頭数が減少
2. 猫の餌や、ふん尿による被害が減少
3. 地域猫活動を通じ、地域交流が活性化



猫問題の解決・生活環境改善
きれいで住みやすい街へ...

地域猫活動は、街をきれいにするための環境美化活動です。

地域(住民)の力で猫問題に取り組みましょう！



猫を飼っている方へ

☆ 避妊・去勢手術をしましょう

避妊・去勢手術をしないと、異性を求めて大声で鳴いたり、猫が屋外に出ると、外で子どもを作ってしまいます。

また、繁殖期に交尾できないと、猫にとって大きなストレスとなります。避妊・去勢手術をすれば、猫は繁殖のストレスを感じずに快適に生活できます。

☆ 完全屋内飼育をしましょう

「猫は外で自由に暮らすのが一番」という考えを耳にすることがありますが、そうではありません。外の世界は感染症や交通事故など危険がいっぱいです。猫は屋内飼育に十分適応できる動物です。大切な猫は屋内だけで飼いましょう。

☆ 猫に目印を付けましょう

飼い猫が屋外に逃げ出した場合、目印のない場合は発見されることは非常にまれです。万が一に備え、猫に名札やマイクロチップなどの目印を付けましょう。

☆ 猫を捨てないで...

家族の一員となった猫は、責任をもって最期まで大切に飼いましょう。



多摩市地域猫活動ガイドライン

令和 2年 8月 発行

(令和 6年 3月 印刷)

多摩市環境部
環境政策課

多摩市関戸6-12-1
多摩市役所
電話:042-338-6831

